

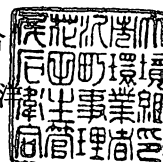
入札公告

下記のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6及び準用する尾花沢市契約に関する規則第4条の規定に基づき公告します。

平成25年9月30日

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

管理者 加藤 國洋



1. 工事の概要

(1) 工事名

汚泥再生処理センター建設工事（以下「本工事」という。）

(2) 建設地

山形県最上郡舟形町大字堀内字ユスナゴ 1092-36、1092-47

（現有施設である環境衛生センター（し尿処理施設）の敷地内）

(3) 事業範囲

民間事業者（以下「事業者」という。）が行う業務の範囲は次のとおりとする。

①実施設計及び施工

ア. 施設の概要

処理能力 : 35kl/日（し尿4kl/日、浄化槽汚泥25kl/日、農集排汚泥6kl/日）

処理方式 : 浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式＋高度処理

（ただし、前脱水、凝集沈殿方式とする。膜分離装置の採用は不可）

資源化方式 : 助燃剤化（し渣とともに脱水汚泥を場外搬出後、助燃剤化）

イ. 工事の範囲

1) 土木・建築設備工事

2) 機械設備工事

3) 配管設備工事

4) 電気設備工事

5) 計装設備工事

6) 付帯工事、その他工事

②その他関連業務

循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援及び工事に係る各種許認可申

請支援等、事業者が行うべき対応、その他関連業務

なお、本組合が行う業務は以下のとおりである。

ア. 本施設の一般廃棄物処理施設の届出

イ. 本施設の交付金申請手続き

ウ. 工事に係る各種許認可の申請手続き

エ. その他これらを実施する上で必要な業務

(4) 工事期間

平成26年4月下旬から平成28年11月25日（予定）

(5) 予定価格

公表しない。

2. 事業者の募集及び選定の手続き

事業者の募集及び選定は、施行令第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札方式により行う。

3. 入札参加資格

入札に参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる資格要件をすべて満たし、かつ、入札参加資格の確認審査を受けなければならない。

(1) 参加資格要件

- ①本組合の入札参加資格審査において審査を受け資格を有する者であること。
- ②施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③公告日から落札者の決定までの期間中に、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱の規程に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ④納期限の到来した法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑤下記の各法律の規定による各申立てがなされていない者であること。
 - ア. 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産の申立て
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の事例によることとされている更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項または第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）
 - ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- ⑥本工事に係る事業者選定業務に関与した者と資本面及び人事面において関連のないものであること。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株主を有し、又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

なお、本工事に係る本組合の事業者選定業務に関与した者は次のとおりである。

・ 株式会社 エイト日本技術開発

- ⑦建設業法の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ⑧建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ⑨施工現場に、建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格者証を有する者を専任として配置すること。
- ⑩ ⑨に掲げる者は、本工事の入札参加資格審査申請書類の提出日において、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、当該雇用期間が3か月を経過しており、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格審査申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。
- ⑪国内に本店を有すること。
- ⑫過去10年間で、循環型社会形成推進交付金または廃棄物処理施設整備費国庫補助金による35kL/日以上の上水処理施設（汚泥再生処理センター含む）建設工事（新設または更新に限る。生物処理をしない下水放流施設は除く。）の元請受注実績を有すること。
- ⑬本施設のプラントの設計・施工を適切に行う基本的な技術力を有していること。
（「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター等の性能に関する指針について」（平成12年10月6日生衛発第1517号（平成15年12月19日環廃対発第031219003号一部改正））別添1「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係る汚泥再生処理センター性能指針」第4-1-(2)及び第4-2-(2)に示される事項について説明できること。）
- ⑭募集要項の公表期間内にデータを収録したCD-Rを購入していること。

4. 入札手続等

(1) 事務局、問合せ先

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 環境衛生課

住所：山形県尾花沢市大字毒沢地内（環境衛生センター）

TEL：0237-25-2737

FAX：0237-25-2359

E-mail：kankyo_e@city.obanazawa.yamagata.jp

ホームページ：http://www.kankyo-e.net/

(2) 募集要項の構成、公表方法

募集要項は、次の書類により構成される。

①入札説明書

②様式集

③落札者決定基準

④要求水準書

募集要項は次のとおり公表する。

⑤公表日：平成25年9月30日（月）から平成25年11月1日（金）まで

⑥公表方法：データを格納したCD-Rを事務局で販売する。

(3) 募集要項に対する質疑回答

①受付期間： 第1回：平成25年9月30日（月）～平成25年10月16日（水）正午

第2回：平成25年11月13日（水）～平成25年11月21日（木）正午

②提出方法：事務局宛に電子メールにて送信すること。詳細は入札説明書による。

③回答公表日：第1回：平成25年10月25日（金）（予定）

第2回：平成25年11月29日（金）（予定）

(4) 既存施設の現場確認

①期間：平成25年9月30日（月）～平成25年12月27日（金）（土日祝日は除く）

②申込方法：事務局宛に電子メールにて送信すること。詳細は入札説明書による。

5. 入札参加資格確認（資格審査）

(1) 入札参加資格審査申請書類の提出期間・提出方法

①提出期間：平成25年9月30日（月）～平成25年11月1日（金）

②提出方法：提出期間中に事務局へ持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）すること。詳細は入札説明書による。

(2) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果については、平成25年11月12日（火）以降に応募者に対し、入札参加資格審査結果通知書により通知する。詳細は入札説明書による。

6. 入札書類の提出

(1) 入札書類の提出期間・提出方法

①提出期間：入札参加資格審査結果通知日～平成26年1月10日（金）

②提出方法：事務局へ持参又は郵送（書留又は配達記録郵便）すること。詳細は入札説明書による。

(2) 入札書の記載金額について

入札書の記載金額は、消費税及び地方消費税相当額を除く額を入札書に記載すること。

(3) 入札の延期等

本組合は、競争性を確保し得ないと認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、または取り消すことがある。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。また、入札の効力は本組合が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- ①入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- ②入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- ③入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- ④私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- ⑤公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- ⑥各提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札
- ⑦その他入札に関する条件に違反してした入札
- ⑧「6. (4) ④又は⑤」に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

7. 事業者の決定（本審査）

本組合は、落札者決定基準に基づき、技術評価委員会の審査評価を経て、総合評価方式により落札者を決定する。

(1) 形式審査

技術提案書等が、要求水準書に規定された要求水準を満たしているか等の審査を行う。書面により不備を指摘してもなお、形式審査項目を満たさない入札参加者は失格とする。

(2) 技術審査

形式審査を通過した入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、技術提案書等について審査し、技術評価点を決定する。

技術評価委員会は、技術提案書等の審査及び評価を行うにあたり、最終審査対象者に対しヒアリングを行う。なお、ヒアリングについては、最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

ヒアリングは平成26年3月下旬を予定しており、開催要領の詳細は、別途提示する。

(3) 価格審査

技術審査の終了後に価格審査を行う。

なお、価格審査に先立ち、入札書の開札を最終審査対象者の立会いで行う。開札日時、立会いの方法等については、各最終審査対象者に書面により通知する。

入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることの確認を行い、入札価格を点数化し、価格評価点を決定する。

(4) 総合評価値の算定

技術評価点と価格評価点から総合評価値を算出し、総合評価値の最も高い最終審査対象者を最優秀提案者とする。なお、総合評価値が最も高い最終審査対象者が2者以上あるときは、該

当者にくじを引かせて最優秀提案者を決める。

(5) 落札者の決定および公表

本組合は、最優秀提案者を落札者として決定し、速やかに公表するとともに、その結果を落札者および各入札参加者に通知する。また、総合評価の結果に関する次の事項を、併せて公表するものとする。

- ①入札参加者名
- ②各入札参加者の入札金額
- ③各入札参加者の技術評価点
- ④各入札参加者の価格評価点
- ⑤各入札参加者の総合評価値

(6) 審査結果の疑義照会及び回答

入札参加者は、公表された評価点等について、公表した日の翌日から起算して5日以内（土日祝日は除く）に書面（書式は自由）により、疑義の照会をすることができる。

本組合は照会があった場合は、当該入札参加者に、書類を受理した日の翌日から起算して10日以内（土日祝日は除く）に回答する。

8. 本契約締結までの取扱い

本工事は、契約締結につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び、準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、仮契約を締結し、議会の議決後に、本契約を締結するものとする。

ただし、議会の議決日までの間に、落札者が尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事等請負業者指名停止要綱の規程に基づく指名停止を受けた場合、又は落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れが著しく不適当である場合は、当該落札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で、他の最終審査対象者のうち、最も総合評価値の高い最終審査対象者を最優秀提案者とすることがある。

9. 契約に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

準用する尾花沢市契約に関する規則による。

(3) 支払条件

- 平成26年度 前金払・部分払 有り
- 平成27年度 前金払・部分払 有り
- 平成28年度 前金払・精算払 有り

(4) 契約書の作成

落札者は交付された契約書に記名押印し、当該契約を締結すること。

(5) 関連する他の工事の請負契約の予定

本工事に関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。

(6) その他

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合建設工事請負契約約款に基づく。